

がんばれ八尾応援寄附金に関する「よくある質問と回答」は以下のとおりです。

八尾市に住んでいる人でも、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと寄付金制度)を利用した寄附をすることはできますか？

八尾市にお住まいの方でも寄附をしていただけます。その場合も、税金の優遇措置に変わりはありません。

法人でも、がんばれ八尾応援寄附金(ふるさと寄付金制度)を利用した寄附をすることはできますか？

「ふるさと寄付金制度」は、個人の方を対象とした寄附金税制ですが、法人の皆様の場合も、寄附金額の全額を損金に算入して、税の控除を受けることができます。

寄附金の額に決まりはありますか？

寄附をしていただく額に決まりはありません。ただし、寄附金控除の適用を受けるには一定の条件があり、都道府県や市区町村への寄附金で 2,000 円を超える場合が対象となります(クレジットカード納付のお取り扱い金額は、5,000 円以上となります)。

寄附金控除の適用を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

個人住民税と所得税の両方の税金の控除を受けようとする場合は、寄附をした翌年の 2～3 月に、お住まいの地域の税務署で所得税の確定申告をする必要があります。

確定申告時には、八尾市が発行した「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。

税金が控除されるのは、いつからですか？

寄附をした年の所得税と寄附をした年の翌年度分の個人住民税がそれぞれ軽減されることとなります。

したがって、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までに寄附をした場合、平成 25 年分の所得税と平成 26 年度に納めていただく個人住民税が控除対象となります。

ふるさと寄付金について、詐欺の心配はありませんか？

八尾市では、みなさまからの寄附の申込みに基づき、寄附の受付を行っております。そのため、お申込みをしていない方に、電話等で特定口座への振り込みをお願いすることはありません。ふるさと寄付金をかたった詐欺行為については、くれぐれも注意していただきますようお願いいたします。